

事務局説明資料

2018年 4 月10日
金 融 庁

2018年3月8日
金 融 庁

1. 趣旨

仮想通貨に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、2017年4月より、仮想通貨と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。

その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、みなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。

こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置する。

2. 構成

会議の構成員は、学識経験者、金融実務家等をメンバー、仮想通貨交換業者等の業界団体、関係省庁をオブザーバーとし、金融庁が事務局を務める。

1. 規制導入の経緯等

（１）国際的な動向

① G7エルマウ・サミット首脳宣言（2015年6月8日）

テロとの闘い及びテロリストへの資金供与はG7にとっての主要な課題である。我々は、迅速にかつ断固として行動し続け、協調した形での行動を強める。（中略）

我々は、仮想通貨（virtual currencies）及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。

我々は、金融活動作業部会（FATF）により行われている活動の重要性を再確認し、この活動に積極的に協力することにコミットする。我々は、強固なフォローアップ・プロセスを通じたものを含め、FATFの基準の効果的な履行を確保するために努力する。

② 金融活動作業部会（FATF）のガイダンス（2015年6月26日）

各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換業者に対し、登録又は免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

[ガイダンスにおける仮想通貨（virtual currency）の定義]

- デジタルに取引可能であって、①交換手段（及び／又は）②計算単位（及び／又は）③価値貯蔵として機能する価値をデジタルに表象したもの
- 法定通貨や電子マネー（法定通貨をデジタルに表象したもの）とは区別される

※ 法定通貨と交換できる仮想通貨がガイダンスの対象であるが、法定通貨と交換できなくとも他の仮想通貨との交換を可能とする確固とした市場がある場合にはガイダンスの対象になり得る。

（２）日本国内における破綻事案

- 2014年、当時世界最大規模であったMTGOX社が破綻。翌年、同社社長が、業務上横領等の容疑で逮捕。

2. 仮想通貨交換業者に対する規制

（1）マネロン・テロ資金供与規制（犯罪収益移転防止法）

- 顧客の本人確認（口座開設時、200万円超の仮想通貨と法定通貨等との交換時、10万円超の仮想通貨の移転時）
- 本人確認記録、取引記録の保存
- 疑わしい取引の当局への届出
- 体制整備（社内規則の整備、研修の実施、統括責任者の選任、リスク検証・モニタリングの実施、内部監査の実施など）

（2）利用者保護の規制（資金決済法）

- 内部管理体制（経営管理、システム管理、サイバーセキュリティ対策など）の整備
 - ・ 社内規則の整備、研修の実施、リスク検証・モニタリングの実施、内部監査の実施など
- 利用者への情報提供
 - ・ 法定通貨でない旨、価値を保証する者がいない場合にはその旨、価格変動による損失リスク
 - ・ 取引の内容、取り扱う仮想通貨の概要、手数料、分別管理の方法
 - ・ その他リスク（ガイドラインにおいて、レバレッジ取引のリスクやサイバー攻撃による仮想通貨の消失リスクを例示）など
- 最低資本金・純資産に係るルール（資本金1,000万円以上、純資産額が負の値でない）
- 顧客財産と自己財産の分別管理
 - ・ 金 銭：自己資金とは別の預貯金口座で管理、又は、金銭信託で管理
 - ・ 仮想通貨：自己の仮想通貨と明確に区分し、かつ、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理
- 分別管理・財務諸表の外部監査
- 当局による報告徴求、検査、業務改善命令 など

仮想通貨交換業に係る制度（3）

3. 仮想通貨と仮想通貨交換業【改正資金決済法（2017年4月施行）】

（1）仮想通貨

- ① 以下のすべての性質を有する財産的価値
 - a 不特定の者に対して代価の弁済に使用でき、かつ、不特定の者を相手に法定通貨と相互に交換できる
 - b 電子的に記録され、移転できる
 - c 法定通貨又は法定通貨建ての資産ではない
- ② 不特定の者を相手に上記①と相互に交換できる財産的価値（上記b・cを満たすもの）

（2）仮想通貨交換業者（現在16社）

- 以下のいずれかを業として行う者であって、登録を受けた者
 - a 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
 - b 上記aの行為の媒介、取次ぎ又は代理
 - c 上記a・bに掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理を行うこと

※ みなし仮想通貨交換業者（現在16社）

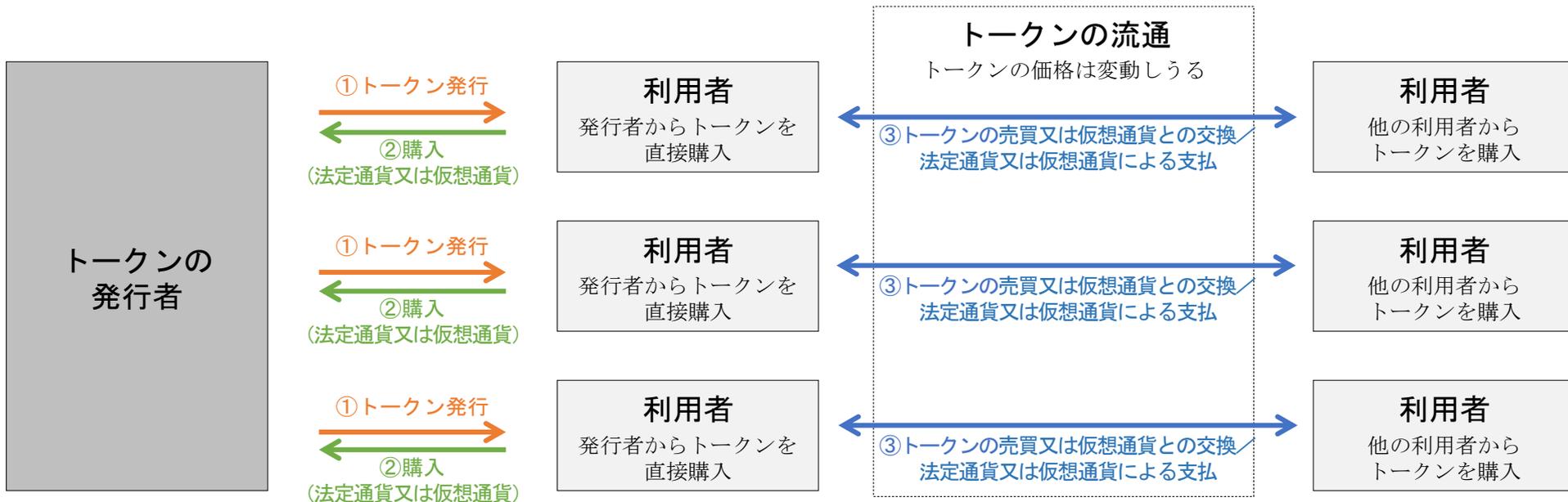
法施行前から上記業務を行っていた業者であって登録審査中の者。登録審査中の間、営業を認めないと、当該業者や利用者に混乱や不利益が生じるおそれがあるため、他の金融関連の制度も参考に、登録可否の判断が行われるまで業務を行うことを認める経過措置を設けたもの。

ICO (Initial Coin Offering) (1)

1. ICOとは

- ICOに関する明確な定義はないが、一般に、ICOとは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為を総称するものとされている。
- トークンには様々な性格のものが存在しているが、現状、例えば、以下のようなものが存在。
 - ・ イベント参加権等を表象するもの
 - ・ 人気投票の印のように、トークン自体は何の権利も表象しないが、実態として流通しているもの
 - ・ 収益の分配を受ける権利を表象するもの（収益分配型のトークン）

図表 ICOのスキームのイメージ



[ICOのながれ]

- ① 発行者がトークンを発行
- ② 利用者が法定通貨又は仮想通貨でトークンを購入
- ③ 利用者間でのトークンの売買又は仮想通貨との交換が可能な場合が多い

2. 資金決済法や金融商品取引法の適用

- ICOの仕組みやトークンの性質によっては、資金決済法や金融商品取引法の適用対象になる場合がある。

(1) 資金決済法の適用

- ICOにおいて発行されるトークンが、下記①又は②を満たす場合、当該トークンは資金決済法上の仮想通貨に該当すると考えられる。
 - ① 不特定の者に対して代価の弁済に使用でき、かつ、不特定の者を相手に法定通貨と相互に交換できること
 - ② 不特定の者を相手に仮想通貨と相互に交換できること
- 仮想通貨に該当するトークンの売買又は他の仮想通貨との交換等を業として行うことは、仮想通貨交換業に該当し、資金決済法上の規制の対象となる。

(2) 金融商品取引法の適用

- ICOにおいて発行されるトークンが、収益分配型であって、かつ、下記①又は②を満たす場合、当該トークンは金融商品取引法上の集団投資スキーム持分に該当するものと考えられる。
 - ① 法定通貨で購入されること
 - ② 仮想通貨で購入されるが、実質的には、法定通貨で購入されるものと同視されること
- ※ 金融商品取引法上の集団投資スキーム持分の定義：①金銭を出資し、②当該金銭を充てて行う事業から生ずる収益の配当等を受けることができる権利。
- 集団投資スキーム持分に該当するトークンについては、例えば、その自己募集を業として行うことは、第二種金融商品取引業に該当し、以下のような規制の対象となる。
 - ① 登録義務（財務要件、人的構成要件など）が課される
 - ② 行為規制（広告規制、虚偽告知等の禁止、適合性の原則など）が課される
 - ③ 当局による報告徴求、検査、業務改善命令等の対象となる

仮想通貨についての注意喚起（１）

仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

2017年9月29日
金融庁
消費者庁
警察庁

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、別添の注意点に気を付けるようにしてください。

また、これまでに寄せられている主な相談事例を紹介しますので、仮想通貨に関する不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じて、「困ったときの相談窓口」にご相談ください。

<仮想通貨の概要についてはこちらのウェブサイトへ>

《金融庁ウェブサイト》

<http://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/index.html>

《消費者庁ウェブサイト》

<http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/index.html>

仮想通貨についての注意喚起（２）

<困ったときの相談窓口>

《仮想通貨を含む金融サービスに関するご相談はこちら》

●金融サービス利用者相談室 0570-016811

平日10:00-17:00

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。

《不審な電話などを受けたらこちら》

●消費者ホットライン 局番なしの188（いやや！）

※原則、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。

相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

●警察相談専用電話 #9110

又は最寄りの警察署まで

※#9110は、原則、平日の8:30-17:15（※各都道府県警察本部で異なります。土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直又は音声案内で対応）

<これまでの主な相談事例等>

【信用性に関する相談】

- 仮想通貨を購入したが、購入先から購入が完了したというメールが来ない。詐欺かもしれないのでお金を取り戻してほしい。
- インターネットで見つけた仮想通貨事業に参加した。当初の話と違い信用できない。解約を申し出たが、回答待ちにされ不安。詐欺ではないか。
- 知人から1日1%の配当がつくと紹介されて、1000万円で仮想通貨を購入し海外の投資サイトに預けたが、閉鎖されてしまった。

【解約、返金に関する相談】

- 今、仮想通貨を買っておけば大儲けができると知人に紹介された。自分でネット通販業者に電話して数十万円送金した。しかしその後仮想通貨が流通開始される期日が来年になると知った。説明内容と違うのでこの事業者には電話し解約返金するよう要求した。業者は返金すると答えたが、期日は示してくれなかったのが不安。

（次頁に続く） 8

仮想通貨についての注意喚起（3）

- 資産形成のための情報商材を買ったことがきっかけで、販売者から仮想通貨の購入を勧められ600万円を投資。全額の返金希望。
- SNSで知り合ったA氏から儲け話を持ち掛けられた。仮想通貨に投資すれば儲かるという話だった。運営の組織Bを紹介され、組織の銀行口座に100万円を振り込んだ。A氏や組織Bの住所は分からない。A氏のメールアドレスしか分からない。契約書などは一切ない。以上のことから、契約の実体がないのではないかと考え、騙されたのではないかと不安になった。A氏にメールで返金を申し出たところ、Bに聞いてみると返信が届いた。その後、何度、メールをしても返信が一切ない。どうしたらよいか。

【システムやセキュリティに関する相談】

- 大手の仮想通貨取引事業者とインターネットでの仮想通貨取引を行っている。仮想通貨を売却したが自分の口座に振り込まれない。
- 仮想通貨の口座に不正アクセスされ、10分ほどのうちに預けていた280万円のほぼ全額が盗まれた。取引所が補償してくれず困っている。
- インターネットで見つけた仮想通貨取引所で、5万円分の仮想通貨を購入した。自分の口座を誰かが勝手に操作し、第三者に送金したようだ。

【事業者の対応に関する相談】

- 仮想通貨取引所に登録し、4日前に入金したが、いまだに入金情報が反映されていない。問合せの対応も悪い。対処法、苦情対応窓口はあるか。
- 仮想通貨で送金手続の申込みをしたが、相手に送金されず、「手続中」のままである。事業者にお問い合わせしているが対応が悪い。対処法は。

仮想通貨を利用する際の注意点

- 仮想通貨は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
 - 仮想通貨は、価格が変動することがあります。仮想通貨の価格が急落し、損をする可能性があります。
 - 仮想通貨交換業者（※）は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。
- （※）仮想通貨と法定通貨、仮想通貨同士を交換するサービスなどを行う事業者
- 仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）をよく理解してから行ってください。
 - 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。仮想通貨を利用したり、仮想通貨交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。

ICO（Initial Coin Offering）について ～利用者及び事業者に対する注意喚起～

2017年10月27日
金 融 庁

1. ICOとは

- 一般に、ICOとは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

2. 利用者の方へ（ICOのリスクについて）

- ICOで発行されるトークンを購入することには、次のような高いリスクがあります。

- ・ 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

- ・ 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注）ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

- トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。
- ICOに関する不審な勧誘等には十分注意し、内容に応じて、以下の相談窓口にご相談ください。

IC0についての注意喚起（2）

《仮想通貨を含む金融サービスに関するご相談はこちら》

●金融サービス利用者相談室 0570-016811

平日10:00-17:00

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。

《不審な電話などを受けたらこちら》

●消費者ホットライン 局番なしの188（いやや！）

※原則、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。

相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

《詐欺と思われるトラブルに関するご相談はこちら》

●警察相談専用電話 #9110

又は最寄りの警察署まで

※#9110は、原則、平日の8:30-17:15（※各都道府県警察本部で異なります。土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直又は音声案内で対応）

3. 事業者の方へ（IC0への規制について）

- IC0の仕組みによっては、資金決済法や金融商品取引法等の規制対象となります（注）。IC0事業に関係する事業者においては、自らのサービスが資金決済法や金融商品取引法等の規制対象となる場合には、登録など、関係法令において求められる義務を適切に履行する必要があります。登録なしにこうした事業を行った場合には刑事罰の対象となります。

（注）IC0において発行される一定のトークンは資金決済法上の仮想通貨に該当し、その交換等を業として行う事業者は内閣総理大臣（各財務局）への登録が必要になります。また、IC0が投資としての性格を持つ場合、仮想通貨による購入であっても、実質的に法定通貨での購入と同視されるスキームについては、金融商品取引法の規制対象となると考えられます。

- IC0への規制についてご不明な点があれば、まずは、資金決済法上の仮想通貨交換業者を所管する以下の相談窓口にご相談ください。必要に応じて、他の事業者（金融商品取引業者等）を所管する担当課へおつなぎします。

IC0についての注意喚起（3）

○北海道財務局（北海道）

担当課	連絡先
金融監督第3課	011-709-2311

○東北財務局（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

担当課	連絡先
金融監督第3課	022-263-1111

○関東財務局（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）

担当課	連絡先
金融庁監督局総務課 仮想通貨モニタリングチーム	03-3506-6000

○東海財務局（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

担当課	連絡先
金融監督第4課	052-951-1772

○北陸財務局（富山県、石川県、福井県）

担当課	連絡先
金融監督第2課	076-292-7860

○近畿財務局（大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県、奈良県、兵庫県）

担当課	連絡先
金融監督第4課	06-6949-6520

○中国財務局（岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県）

担当課	連絡先
金融監督第3課	082-221-9221

○四国財務局（香川県、徳島県、愛媛県、高知県）

担当課	連絡先
金融監督第2課	087-811-7780

○福岡財務支局（福岡県、佐賀県、長崎県）

担当課	連絡先
金融監督第3課	092-411-7297

○九州財務局（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

担当課	連絡先
金融監督第3課	096-353-6351

○沖縄総合事務局（沖縄県）

担当課	連絡先
金融監督課	098-866-0095